

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)に係る特定個人情報保護評価書(重点項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和5年12月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合利用番号付番機能: 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。 ・中間サーバー連携機能: 中間サーバーに対して団体内統合利用番号に情報提供用の符号を紐付けることを要求し、紐付けた結果の受領をする機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー(中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォーム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号と団体内統合利用番号を紐付け、その情報を保管し、管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成、保管する。 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（就学支援金補助システム）
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・機構保存本人確認情報の照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・本人確認情報の検索 端末において入力された個人番号又は基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
就学支援金特定個人情報照会ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条 	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 (保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報、生活保護情報を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部学事課	
②所属長の役職名	学事課長	
7. 他の評価実施機関		
なし		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等
その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の地方税、生活保護に関する情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りが無いことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報、生活保護情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	総務部学事課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (各私立高等学校、専修学校、各種学校、地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申請者である生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	総務部学事課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報、生活保護情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	
	情報の突合	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に住民基本台帳ネットワークシステムと突合し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	平成31年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 2) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	就学支援金事務処理	
①委託内容	申請書等の書類とりまとめ及び高等学校等就学支援金事務処理システムによる申請者情報の管理	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	県内私立学校法人	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	就学支援金補助システム運用管理業務委託
①委託内容	システム運用、システム管理
②委託先における取扱者数	[10人未満] <small><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
③委託先名	シーデーシー情報システム(株)
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒ログインID
- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所、郵便番号
- ・生徒が在学する学校の名称、学校種、課程
- ・都道府県コード
- ・学校コード
- ・学年、クラス、出席番号
- ・在学期間開始
- ・在学期間終了
- ・認定番号
- ・受給資格開始年月
- ・支給限度期間
- ・授業料額
- ・支給限度額
- ・支給額
- ・支給限度単位／年度
- ・支給限度単位／全体
- ・単位数
- ・自動判定結果
- ・保護者等ID
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等生年月日
- ・保護者等続柄
- ・保護者等連絡先
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の課税地(都道府県)
- ・保護者等の課税地(市区町村)
- ・保護者等の都道府県民税所得割額
- ・保護者等の市町村民税所得割額
- ・保護者等の課税所得額
- ・保護者等の市町村民税調整控除額
- ・保護者等の市町村民税均等割額
- ・保護者等の総所得金額等
- ・保護者等の合計所得金額
- ・保護者等の配偶者控除等
- ・保護者等の扶養控除情報
- ・保護者等の本人該当区分
- ・保護者等の住民税申告書の提出の有無
- ・保護者等の生活扶助有無

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「特定個人情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」として次のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の遵守 ・安全管理のための規程 ・事故発生時等のための体制及び手順等の整備 ・記録の整備 ・事務従事者への監督、周知、研修等 ・収集の制限 ・秘密の保持 ・安全管理措置等 ・持ち出しの制限 ・取扱区域 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の制限 ・削除または廃棄 ・再委託の制限 ・再委託の契約、通知 ・再委託先の監督 ・事故発生時における報告 ・漏えい、滅失及びき損の防止等 ・情報漏えい等の事案の発生時における措置 ・取扱い状況の把握、監督及び点検 ・機器等の返還等 ・委託者の調査、指示等 ・事案の公表 ・契約の解除及び損害賠償の賠償 <p>「データ保護及び管理に関する特記仕様書」で次のとおり定めている。</p> <p>1 業務開始前の遵守事項として次の各号について「データ管理計画書」を提出</p> <p>(1) データ取扱者等の指定</p> <p>(2) データの取扱者等への教育・周知</p> <p>(3) データ取扱いに関する計画の作成</p> <p>(4) セキュリティの確保</p> <p>① 作業におけるセキュリティ確保</p> <p>② データ漏洩等の情報セキュリティ事故に対する予防策</p> <p>③ 作業場所のセキュリティ確保</p> <p>④ 特定個人情報等の取扱いに必要な措置</p> <p>(5) データ漏洩等発生時の対応手順の作成</p> <p>2 業務実施中の遵守事項</p> <p>(1) データ管理簿の作成</p> <p>(2) 業務の監査等</p> <p>(3) データの取り扱い</p> <p>3 業務完了時の遵守事項</p> <p>(1) データ返却等処理</p> <p>(2) 作業後の報告</p> <p>4 その他の遵守事項</p> <p>(1) データ漏洩等発生時の対応</p> <p>① 発生状況報告</p> <p>② 対応措置</p> <p>③ 報告書の提出</p> <p>④ 再発防止策の作成・提出</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><就学支援金事務処理システムの運用における措置> ①職員に対し、個人情報保護に関して周知を行っていく。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</p> <p><県としての措置> ①職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。 ②千葉県情報セキュリティポリシーに基づき、セルフチェックを実施している。 ③事務担当部署における自己点検以外に、総務部情報システム課による内部監査を定期的実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部学事課私学振興班 043-223-2162
②対応方法	問い合わせがあった場合、対応内容の記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月6日	5-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年12月15日	I-1-②事務の内容	<p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の地方税関係情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>	<p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報、生活保護情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、国の高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用した受給資格認定の申請、保護者等の個人番号の入力(1学年時の4月入学時) ②保護者等の個人番号の抽出 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の地方税関係情報、生活保護情報の照会 ④上記③で取得した保護者等の地方税関係情報、生活保護情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑤受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記③～⑤を実施 ⑦4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑤を実施</p>	事後	
令和5年12月15日	I-2-システム1-②システムの機能	<p>・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して取得した保護者等の地方税関係情報を取り込み、受給資格の審査を行う。</p>	<p>・税額情報、生活保護情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して取得した保護者等の地方税関係情報、生活保護情報を取り込み、受給資格の審査を行う。</p>	事後	

令和5年12月15日	I-2-システム2-②システムの機能	・上記保護者等データから情報提供ネットワークを介して地方税関係情報を照会し、その結果を就学支援金事務処理システムに出力する機能。	・上記保護者等データから情報提供ネットワークを介して地方税関係情報、生活保護情報を照会し、その結果を就学支援金事務処理システムに出力する機能。	事後	
令和5年12月15日	I-5-②法令上の根拠	(保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)	(保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報、生活保護情報を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)	事後	
令和5年12月15日	II-2-③-その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の地方税に関する情報を照会する必要があるため。	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の地方税、生活保護に関する情報を照会する必要があるため。	事後	
令和5年12月15日	II-2-④-その妥当性	・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	・地方税関係情報、生活保護情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事後	
令和5年12月15日	II-3-⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報、生活保護情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	事後	
令和5年12月15日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の課税所得額 ・保護者等の市町村民税調整控除額 ・保護者等の市町村民税均等割額 ・保護者等の総所得金額等 ・保護者等の合計所得金額 ・保護者等の配偶者控除等 ・保護者等の扶養控除情報 ・保護者等の本人該当区分 ・保護者等の住民税申告書の提出の有無 ・保護者等の生活扶助有無 	事後	